

別紙 記録の保存期間の取扱い

(平成30年4月作成)

「介護予防支援」

1. 田辺市基準 (田辺市に事務を委任したみなべ町・白浜町・上富田町・すさみ町を含む)

田辺市指定介護予防支援等の基準等を定める条例 (抄)

(記録の保存期間)

第5条 基準省令第28条第2項の規定により整備した記録の保存期間は、同項の規定にかかわらず、**その完結の日から5年間とする。**

※ 基準省令：指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (平成18年3月14日 厚生労働省令第37号)

第28条

2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、**その完結の日から2年間保存しなければならない。**

2. 基準省令に規定する記録の種類別の取扱い

種類	文書	完結日 (始期)
介護予防サービス計画	(基準省令第28条第2項第2号イ) 「利用者基本情報」 「介護予防サービス・支援計画書」 「介護予防支援経過記録 (サービス担当者会議の要点を含む)」 「介護予防支援・サービス評価表」	保存期間の完結日 (始期) は、計画の目標期間の最終月の翌々々の1日
指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録	(基準省令第28条第2項第1号) 第30条14号に規定する指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録	保存期間の完結日 (始期) は、サービス提供月の翌々々の1日
アセスメントの結果の記録	(基準省令第28条第2項第2号ロ) 第30条7号に規定するアセスメントの結果の記録	
サービス担当者会議等の記録	(基準省令第28条第2項第2号ハ) 第30条9号に規定するサービス担当者会議の記録	
評価の結果の記録	(基準省令第28条第2項第2号ニ) 第30条15号に規定する計画の目標の達成状況についての評価の結果の記録	
モニタリングの結果の記録	(基準省令第28条第2項第2号ホ) 第30条16号に規定するモニタリングの結果の記録	
市町村への通知に関する記録	(基準省令第28条第2項第3号) 利用者が不正行為等により保険給付を受給または受給を受けようとした場合等に該当するなど、第15条に規定する市町村への通知に関する記録	当該行為に対応するサービスが提供された月の翌々々の1日
苦情の内容等の記録	(基準省令第28条第2項第4号) 介護予防支援又は介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等に対する利用者及び家族からの苦情の内容等、第25条第2項に規定する苦情の内容等の記録	記録の作成日の属する月の翌月の1日
事故に関する記録	(基準省令第28条第2項第5号) 第26条第2項に規定する介護予防支援の提供により事故が発生した場合の事故の状況及び事故に際して採った処置の記録	

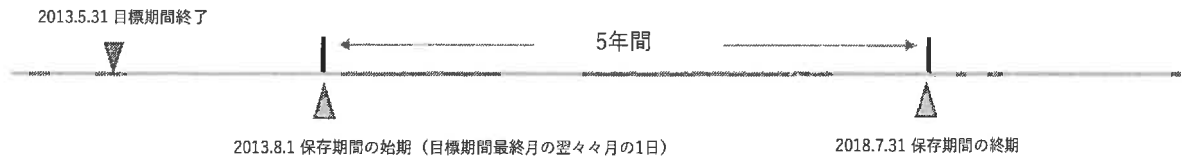
留意事項

・ 基準省令の解釈通知【指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について (平成18年3月31日老振発第0331003号・老老発第0331016号)】の対応箇所もご確認ください。対応箇所での保存期間が「2年間」となっている部分については、「5年間」に読み替えてください。

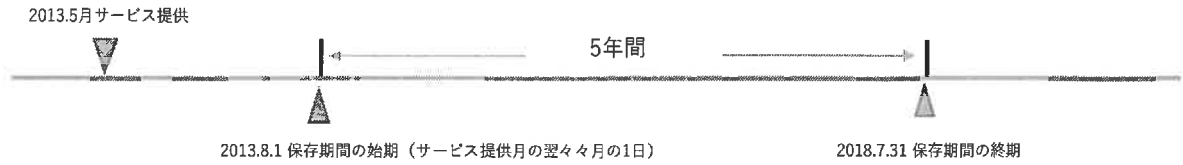
・ 上記については、あくまでも田辺市の基準条例で定める利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する記録の保存の取扱いであり、税や労務関係の書類などは、各法律で定めている保存義務がありますので、ご注意ください。

3. 具体例

(例1) 介護予防サービス計画の場合



(例2) 指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録



(例3) 苦情の内容等の記録

